

諸外国における意匠の定義及び権利内容に関する規定

ドイツ意匠法

意匠の定義	効力の範囲	侵害の行為	民事的救済	刑事的制裁
(定義) 第1条 1.この法律における意匠とは、完全な製品又はその一部の二次元的若しくは三次元的な外観であって、特に製品自体若しくはその装飾の線、輪郭、色彩、形状、表面構造及び材料の特徴に由来するものをいう。 2.この法律における製品とは、包装、表装、グラフィックシンボル及びタイプフェイス並びに一つの複合的製品に組み立てられるべき個々の部品を含む全ての工業品若しくは手工芸品をいう。コンピュータプログラムは、製品とはみなされない。 3.この法律における複合的製品とは、その製品の分解及び再組立を可能にするための交換可能な複数の構成部品からなる製品をいう。 4.この法律における、指定に従った使用とは、保守点検、整備若しくは修理といった処置を除いた最終使用者による使用をいう。	(保護の対象) 第37条 (1)保護は、出願において外部から見えるように再現された意匠の外観の特徴に対して発生する。 (2)公示の延期という目的のために第11条第2項第2段の規定による出願に平面的見本が含まれている場合、延期が規則に適合していれば、第21条第2項の規定による延期の終了に伴い、保護の対象が、提出された意匠の複製に従って定められる。	(意匠に基づく権利及び保護の範囲) 第38条 (1)意匠は、その権利者に、その意匠を使用し、自己の承諾なくしてその意匠を使用することを第三者に禁じる排他的権利を与える。使用には、特に意匠が採用若しくは使用された製品の製造、販売、流通、輸入、輸出若しくは利用、又は上述した目的のためにこのような製品を所持することが含まれる。 (2)意匠に基づく保護は、情報に通じた使用者に異なった全体的意匠を与えない全ての意匠にまで拡大される。保護範囲の判定にあたっては、意匠創作者が自己の意匠を開発した際の設計の自由度が考慮に入れられる。 (3)公示の延長期間中(第21条第1項第1段) 上記第1項及び第2項の規定による保護が与えられるためには、意匠が意匠の模倣の結果であることが前提となる。 (意匠権の制限) 第40条 意匠権は、次のものに対して主張することはできない。 1.私的領域において非営業目的でなされる行為 2.実験目的でなされる行為 3.引用若しくは教育を目的とする複製。但しこれは、そのような複製が、誠実な取引の慣習に適合し、意匠の通常の使用を手数料によって妨害せず、原典を記載している場合に限られる。 4.外国で認可され、国内に一時的に入った船舶及び航空機内の装置 5.上記第4号の規定にいう船舶及び航空機における修理用の部品及び付属品、並びに修理の実施のための部品及び付属品の輸入	(侵害の除去、差止め及び損害賠償) 第42条 (1)第38条第1項第1段の規定に反して意匠を使用する者(以下「侵害者」という)に対し、権利者若しくはその他の関係人(以下「被害者」という)は、侵害の除去を、また、反復の危険がある場合は差止めを請求することができる。 (2)侵害者が、故意若しくは過失によって行為をなした場合、その侵害者は、その行為から生じた損害を賠償する義務を負う。損害賠償の代わりに、侵害者が意匠の使用によって得た利益の引き渡し及びその利益に関する計算の提示を請求することができる。侵害者に軽過失しか負わせられない場合、裁判所は、損害賠償の代わりに、被害者の受けた損害と侵害者の利益との間の境界線上にある補償額を確定することができる。 (廃棄及び引き渡し) 第43条 (1)被害者は、違法に製造され、配布され、又は違法な配布用と定められ、かつ侵害者が占有若しくは所有している全製品を廃棄するよう請求することができる。 (2)第1項の規定に定められた措置の代わりに、被害者は、侵害者が所有する製品を、適切な報酬と引き換えに被害者に引き渡すように請求することができる。ここでいう報酬は製造費を超えてはならない。 (3)第1項及び第2項による措置が、個々の事例において侵害者若しくは所有権者にとって不相当であると共に、権利の侵害によって生じた製品の状態が別の方法で除去できる場合、被害者は、それに必要な措置を求める請求権のみを有する。 (4)第1項から第3項までの規定は、侵害者が所有し、製品の違法な製造専用若しくはほぼ専用に使用され、又はそのためのものと定められている装置に準用とするものとする。 (5)民法典第93条の規定による建物の本質的構成部分並びに製造及び準備が違法でない製品及び装置の分離可能な部品は、第1項から第4項までの規定に定められた措置の対象とならない。	(罰則) 第51条 (1)権利者が禁じているにもかかわらず、第38条第1項第1段の規定に反して意匠を使用する者は、3年以下の自由刑若しくは罰金刑に処す。 (2)行為者が、営利目的で行為している場合、刑罰は、5年以下の自由刑若しくは罰金刑とする。 (3)未遂は処罰する。 (4)上記第1項の場合、行為は請求に基づいて訴追される。但し、刑事訴追官庁が、訴追に対する特別な公共の利益を理由に、職権による介入を必要と見なした場合はこの限りでない。 (5)犯罪行為に関わる対象は、没収することができる。第43条に定められた請求が被害者の補償に関する刑事訴訟法の規定(第403条から第406条c)による手続きにおいて受理された場合、没収に関する規定は適用しないものとする。 (6)有罪の判決が下された場合に、権利者がその旨を請求すると共に、それについて正当な利益のあることを証明したときは、請求に基づいて、有罪の言い渡しを公示するよう命じなければならない。公示方法は、判決の中で指定しなければならない。 (共同体意匠の可罰的侵害) 第65条 (1)使用者が禁じたにも関わらず、理事会規則(EC)第6/2002号第19条第1項の規定に反して意匠を使用する者は、3年以下の自由刑若しくは罰金刑に処す。

ドイツ意匠法

			(損害賠償) 第 45 条 侵害者が故意でも過失でもなく行為している場合、その侵害者は、第 42 条及び第 43 条の規定による請求に対する防御のために、被害者に金銭で補償を支払うことができる。但しこれは、侵害者にとっては請求を履行すれば不相当に大きな損害が生じる恐れがあり、かつ被害者にとっては金銭による補償が無理な要求でない場合に限られる。補償としては、権利が契約によって付与されていれば報酬として適切だったであろう金額が支払われなければならない。補償の支払と同時に、通常の範囲における使用に対して被害者の承諾が与えられたものと見なされる。 (情報の提供) 第 46 条 (1)被害者は、侵害者に対し、製品の出所及び販路に関して遅滞なく情報を提供しよう請求することができる。但し、このことが個々の事例において不相当である場合はこの限りでない。 (2)侵害者は、製品の製造者、納入業者及びその他の前占有者、営業的購買者、若しくは注文者の住所氏名について、並びに製造され、引き渡され、受領され若しくは注文された製品について、説明しなければならない。 (3)明白な権利の侵害があった場合、情報提供の義務は、これを民事訴訟法の規定による仮処分によって命じることができる。 (4)情報提供前に犯された行為に基づく侵害者若しくは刑事訴訟法第 52 条第 1 項に定められた親族に対する刑事訴訟手続き若しくは秩序違反法による手続では、情報は、侵害者の承諾を得た場合に限り、これを利用することが許される。 (5)情報提供に対するその他の請求は、影響を受けない。	
--	--	--	--	--

フランス意匠法

意匠の定義	効力の範囲	侵害の行為	民事的救済	刑事的制裁
L511-1 条 意匠として保護されるのは、製品の全体又は部分の外観であって、特にその線、輪郭、色彩、形状、又は素材の特徴に由来する外観をいう。特徴は、製品自体の特徴でも、その装飾の特徴でも良いものとする。 製品とは、あらゆる工業品又は手工芸品をいい、とりわけ、複合製品に組み立てられることを意図された部品、包装、表装、グラフィック・シンボル及びタイプフェイスが含まれるものとするが、コンピュータ・プログラムは含まれない。	L513-5 条 意匠権により与えられる権利は、情報に通じた観察者に異なる全体的な視覚的印象を与えないすべての意匠に及ぶものとする。	L513-2 条 意匠の所有者は、登録を受けることにより、売買又は譲渡可能な排他権を得るものとするが、これによりその他の法律の規定の適用により生じるいかなる権利も害されることはないものとする。 L513-4 条 意匠の所有者の同意を得ずに、意匠が組み込まれた製品を製造、提供、上市、輸入、輸出、使用又はそれらの目的のために貯蔵することは禁じられる。 L513-6 条 登録を受けることにより意匠権として与えられる権利は以下に対しては行使できない。 (a) 私的に及び非商業的目的で行われる行為 (b) 実験目的で行われる行為 (c) 引用又は教育の目的での複製行為、ただし、かかる行為が登録及び権利の所有者の名称を言及し行われ、公正な取引慣行と矛盾せず、意匠の通常の実施を不当に害しない形で行われることを条件とする。 L513-7 条 登録を受けることにより意匠権として与えられる権利は以下に対しては行使できない。 (a) 他の国において登録された船舶及び航空機が一時的にフランス領内に立ち入るときにおけるそれらの船舶及び航空機の設備 (b) かかる船舶又は航空機を修繕する目的で行われるフランスへの予備部品及び付属品の輸入、又は、かかる修繕の実施	L521-1 条 損害を受けた者は、出願の公告が行われる前であっても、単純な申請と出願証明書の提出を行うことにより、侵害行為の行為地に管轄権を有する大審裁判所の長の発行する命令の下、押収を伴う又は押収を伴わない侵害品又は侵害設備の明細目録の作成執行官に行わせることができる。 大審裁判所の長は、警察又は地方裁判所の裁判官による支援を申立人に与える許可を下すことができ、また執行より前の時点で申立人に担保金の供託を要求することもできる。外国人による押収の要求の場合には必ず担保金が要求されなければならない。明細目録作成の対象となる物品の所有者には、大審裁判所の長の命令と担保金の供託を記録した証書の写しが与えられなければならない、それが行われなかった場合にはいずれの場合においても、明細目録は無効となり、執行官に対する損害賠償請求が認められることになる。執行から 15 日以内に申立人が民事手続又は刑事手続を開始しなかった場合、明細書又は押収は自動的に無効になるが、それにより (被申立人の) 損害賠償を得る権利が損なわれることはないものとする。 L521-2 条 出願前に行われた行為を本巻の下で訴えることはできない。 出願後であるものの公告前に行われた行為は、たとえ民事手続きの場合であっても、損害を受けた者が被告の悪意を立証できることを条件として、L521-4 条の下でのみ訴えることができる。 出願の公告が行われる前の時点においては、刑事手続きであるか民事手続であるかを問わず、いかなる手続きも開始することができないものとする。問題の行為が公告後に行われた場合、その行為を行ったものは、それに関する証拠を提出することを条件として、善意の抗弁を行うことができる。 L512-3 条 有罪とされなかった場合であっても、損害を受けた者のため、本巻により与えられる権利を侵害する物品を没収することを命	L521-4 条 本巻により保証された権利を故意に侵害する行為は、2 年間の拘禁及び 15 万ユーロの罰金により罰せられる。 さらに、裁判所は、かかる罪の遂行に使われた事業所の全部又は一部を無期間鎖又は 5 年間を超えない期間の一時的閉鎖に処することができる。 一時的閉鎖を理由として、雇用契約の終了又は停止を行うことができず、また関係する従業員に金銭的な不利益を与えてもならないものとする。無期間鎖のため従業員の解雇が行われた場合には、それにより、通知の代わりとしての補償及び解雇補償に加えて、労働法典 L122-14-4 及び L122-14-5 条の下で労働契約違反に関して規定されている損害賠償責任が生じるものとする。 それらの補償の支払いが行われなかった場合には、6 ヶ月の拘禁及び 3750 ユーロの罰金に処せられる。 L521-5 条 法人の場合、本法 L521-4 条に規定された罪に関しては、刑法典 121-2 条に規定された形での刑事責任が問われる。 L521-6 条 本巻により保証された権利の侵害を繰り返し行った場合、又は罪を犯した者が被害者との契約関係により拘束されていた場合には、二倍の刑罰が課されるものとする。 有罪宣告を受けた者に対しては、さらに 5 年を超えない期間にわたり商業裁判所、商工会議所及び専門職会議所の選挙権及び被選挙権並びに調停委員会への参加権の剥奪をすることもできる。

フランス意匠法

			じる命令が下さなければならない。有罪の場合、裁判所はさらに特に侵害物品の製造のために用いられる設備の没収も命令することができる。	
--	--	--	--	--

米国意匠

意匠の定義	効力の範囲	侵害の行為	民事的救済	刑事的制裁
(意匠特許) 第 171 条 物品の新規で、独創的、かつ装飾的な意匠を創作した者は、本法の規定に従って、それについて特許を受けることができる。発明の特許に関する本法の規定は、別段の定めがある場合を除き、意匠特許に適用されるものとする。	(権利侵害) 第 271 条 (a) 本法に別段の定めがある場合を除き、米国内において特許の存続期間中に、特許発明を権原なく生産し、使用し、販売提供し、または販売し、あるいは米国内に特許発明を輸入した者は、特許を侵害したものとする。	(権利侵害) 第 271 条 (a) 本法に別段の定めがある場合を除き、米国内において特許の存続期間中に、特許発明を権原なく生産し、使用し、販売提供し、または販売し、あるいは米国内に特許発明を輸入した者は、特許を侵害したものとする。 (b) 積極的に特許の侵害を引き起こさせた者は、侵害者として責任を負わなければならない。 (c) 特許された機械、製品、組物、あるいは組成物の構成部分、または、特許された方法を実施するために使用する材料あるいは装置であって、その発明の要部をなすものを、特許の侵害に使用するために特別に製造あるいは改造されたものであり、かつ實際上特許を侵害せずに使用することのできる一般的商品でないことを知りながら販売提供し、あるいは販売した者は、間接侵害者として責任を負わなければならない。 (d) ~ (e) (略) (f) (1) 特許発明の構成部分のすべてまたは要部を、米国内もしくは海外へ許可なく供給し、または供給せしめた者は、そのような構成部分が、全体もしくは部分的に組み立てられていないが、米国内で組み立てられるような状態にあり、もし米国内で組み立てれば特許権を侵害するものであるとき、侵害の責任を負うものとする。 (2) 特許発明の実施のために特に作成され、または改造された特許発明の部品であって、特許を侵害しない用途に用いられる一般的商品となりえない部品を米国内もしくは海外へ供給するか、供給せしめた者は、その部品が全体または部分的に組み立てられていないが、その部品が米国内で組み立てられれば特許を侵害するように作成されたことを知り、かつそのことを意図していた場合は、侵害の責任を負うものとする。 (g) ~ (i) (略)	(特許権の侵害の救済) 第 281 条 特許権者は、自己の特許の侵害に対し、民事訴訟により救済を求めることができる。 (差止命令) 第 283 条 本法に基づく訴訟について管轄権を有する裁判所は、特許により付与された権利侵害を防止するため、衡平の原則に従って、裁判所が合理的と認める条件に基づいて差止命令を下すことができる。 (損害賠償) 第 284 条 原告に有利な判決に基づいて、裁判所は、その侵害に対して保証するのに十分な賠償額を裁定しなければならない。ただし、その賠償額は、いかなる場合においても、侵害者による発明の実施に対する適正なロ－ヤリティに、裁判所で定めた利子および経費を加えた額を下回ってはならない。賠償額が陪審で決まらないときは、裁判所がそれを決定しなければならない。いずれの場合にも、裁判所は、評決または決定された額の 3 倍まで損害賠償を増額することができる。本段による賠償額の増額は、本法第 154 条 (d) 項の下における仮保護の権利には適用されないものとする。 裁判所は、損害賠償額またはその状況下で合理的と見られる実施料の裁定のための参考として、専門家の証言を聴取することができる。 (意匠特許の侵害に対する特別の救済) 第 289 条 意匠特許の存続期間中に特許権者の許諾なしに、(1) 販売する目的で製品に特許意匠もしくは紛らわしい意匠のイミテーションを用いた者、または (2) 特許意匠もしくは紛らわしい意匠のイミテーションを用いた製品を販売し、または販売のために陳列した者は、当事者に対し管轄権を有する米国地方裁判所により、その得た前利益の範囲内において 250 ドル以上の額を特許権者に対し賠償する責を負うものとする。 本条の規定は、侵害された特許権者が、本法の規定に基づいて他の救済手段を妨げ、減少させまたは排除するものではない。ただし、特許権者は、侵害により生じた利益額を重複して回復することはできないものとする。	(罰則) 第 186 条 本法第 181 条の規定により発明を秘密にすることが命令され、かつ特許発行が保留されている期間に、その命令のあることを知りながら正当な承認を受けることがなく故意にその発明又はその発明に関する重大な情報を刊行、もしくは公開し、またはそれらの行為を承認し、あるいは行わせた者、ならびに故意に本法第 184 条の規定に違反して、外国に合衆国内で為された発明に関する特許、または実用新案、工業的意匠、もしくはモデルの登録を出願または出願を行わせ、もしくは承認した者は、有罪と認められた場合、1 万ドル以下の罰金、もしくは 2 年以下の懲役または両方の罰に処せられるものとする。 (虚偽表示) 第 292 条 (a) 特許権者の同意なく、特許権者の標章を偽造、もしくは模造する意図の下に、あるいは特許権者の同意を得て製造または販売されているかのように公衆を欺き、また信じさせる意図をもって、特許権者の氏名もしくはその模様、特許番号、または「特許」、「特許権者」、もしくは類似の言葉を、米国内において製造、使用、販売に供し、販売し、または米国に輸入した物に表示、貼付、またはその物の広告に使用した者、また公衆を欺く目的をもって、特許されていない製品に「特許」の用語、またはその物が特許されていることを意味するような用語、もしくは番号を貼付し、またはその物の広告に使用した者、または、公衆を欺く目的をもって、特許出願がなされていないにもかかわらず、また出願された場合であっても、その出願が係属していないにもかかわらず、「特許出願中」、「特許審査中」または特許出願がなされたことを意味するような用語を製品に表示、貼付、またはその物の広告に使用した者は、それぞれの違反毎に 500 ドル以下の罰金を科する。 (b) 何人も、罰金を科するよう提訴することができる。その場合、罰金の半額は提訴した者に、他の半分は、アメリカ合衆国に帰属する。

欧州共同体意匠

意匠の定義	効力の範囲	侵害の行為	民事的救済	刑事的制裁
(定義) 第 3 条 本法の目的のために : (a) 「意匠」とは、特に線、輪郭、色彩、形状、生地及びその製品自体の素材もしくは生地又はその製品自体の素材及び装飾もしくはその製品自体の素材又は装飾から成る製品の全体又は一部の外観をいう。 (b) 「製品」とは、すべての工業製品又は手工芸品をいい、中でも複合製品、包装、作り、画像シンボル及び活版印刷の書体を含む。但し、コンピュータプログラムを除く。 (c) 「複合製品」とは、複合的な構成要素で構成され、製品の分解及び再分解が可能な代替しうる製品をいう。	(保護の範囲) 第 10 条 第 1 項 共同体意匠により付与された保護の範囲は、見識あるユーザーに対して異なる全体の印象を与えないすべての意匠を含むものとする。	(共同体意匠により付与される権利) 第 19 条 第 1 項 登録共同体意匠は、その所有者に対し、その使用権及び当該所有者の同意を得ていないすべての第三者にその使用を禁止する排他的権利を付与するものとする。上記の使用は、特に、市場での製作、提供、流通、当該意匠が組み込まれ又は適用されている製品の輸入、輸出又は使用あるいは、それらの目的で上記製品を保管することを含む。 第 2 項 しかし、未登録共同体意匠は、その所有者に対し第 1 項において規定された行為を禁止する権利を付与するものとする。そのときは、当該争いのある使用が、保護された意匠の複写に起因するときに限る。争いのある使用は、その所有者により一般に入手可能である当該意匠に精通していないと合理的に考えられる意匠創作者による単独の創作作品に起因するときは、保護された意匠の複写に起因すると考えないものとする。 第 3 項 第 2 項は、公告の繰延を条件として、登録共同体意匠にも適用されるものとする。但し、第 50 条第 4 項の規定に基づき、登録簿への関連事項の記録及び当該出願が一般に入手されることが可能でなかったときに限る。	(権利侵害行為における制裁) 第 89 条 第 1 項 共同体意匠の権利侵害訴訟又は権利侵害差止訴訟において、裁判所が、被告は共同体意匠を侵害し又は侵害するおそれがあると認めるときは、裁判所は、それを行わない特別の理由がない限り、次の措置を命ずるものとする : (a) 被告に対し、共同体意匠を侵害し又は侵害するであろう行為を続けることを禁止する命令 ; (b) 侵害製品の差押命令 ; (c) 侵害製品の所有者が、上記使用が意図された効果を知っていたとき又は上記の使用をすればその状況において侵害することが明らかであったであろうときは、その侵害製品を製造するために主に使用された原料及び道具の差押命令 ; (d) 国際私法をはじめとして、権利侵害行為又は権利侵害のおそれのある行為が行われた加盟国の法律により規定された状況下における他の適切な制裁を課すあらゆる命令。 第 2 項 共同体意匠裁判所は、第 1 項に定められた命令が遵守されていることを確認することを目的としている国内法に従い、上記措置を講じるものとする。 (国内意匠権としての共同体意匠の扱い) 第 27 条 第 1 項 第 28 条、第 29 条、第 30 条、第 31 条及び第 32 条に別の定めがないときに限り、財産権の対象としての共同体意匠は、それ全体として及び共同体全域を通じて、次のような加盟国の国内意匠権として扱われるものとする。	欧州共同体は、基本的には、刑事事項に関する立法権を持たないので、意匠規則には刑事罰に関する規定はない。

英国登録意匠

意匠の定義	効力の範囲	侵害の行為	民事的救済	刑事的制裁
(意匠の登録) 第 1 条 (1) 意匠は、本法の以下の規定に従って、登録出願の提出により本法に基づいて登録し得る。 (2) 本法における「意匠」とは、製品またはその装飾の特に外形、輪郭、色彩、形状、構造または材料の特徴から生まれる当該製品の全体または一部の外観を意味する。 (3) 本法においては 「複合製品」とは、当該製品の分解および再組立を可能にする少なくとも 2 つの交換可能な部分から構成される製品を意味する。 「製品」とは、コンピュータプログラム以外の工業製品または手工芸品を意味する。また、特に、包装、装飾、図形、印刷タイプフォーマットおよび複合製品に組み込むことを意図する部品を含む。	(登録により与えられる権利) 第 7 条 (1) 本法に基づく意匠登録は、登録所有者に当該意匠および有識利用者にそれと異なる全体的印象を与えない意匠を使用する独占権を与える。 (2) 本法の上記(1)項および第 7A 条の目的に関しては、意匠の使用に対する言及は下記に対する言及を含む。 (a) 当該意匠の組み込まれる製品または当該商標の適用される製品の製造、提供、販売、輸入、輸出または使用 (b) これらの目的のためにかかる製品を貯蔵すること。 (3) 上記第(1)項の目的のために意匠が有識利用者に異なる全体的印象を与えるか否かを決定する際、自己の意匠制作における创作者の自由度を考慮に入れるものとする。 (4) 上記第(1)項により与えられる権利は、当該登録に加えられる制限(特に、一部ディスクレーマーまたは登録官または裁判所による一部無効の宣言)に従う。 (登録意匠の権利の侵害) 第 7A 条 (1) 以下を条件として、登録意匠の権利は、本法第 7 条により当該登録所有者の独占権となっていることを登録所有者の同意を得ずに行う者により侵害される。 (2) 以下の行為は、登録意匠の権利の侵害ではない。 <u>(a) 非公開かつ非商用目的のために行われる行為</u> <u>(b) 実験的目的のために行われる行為</u> <u>(c) 下記第(3)項に記載する条件が満たされる場合、教育目的または引用目的のための複製行為</u> <u>(d) 他国において登録されているが、一時的に連合王国に停泊する船舶または航空機における装置の使用</u> <u>(e) かかる船舶または航空機の修理のための予備部品または付属品の連合王国への輸入</u> <u>(f) かかる船舶または航空機における修理の実行</u> <u>(3) 本項で記載する条件は次のとおりである。</u>	(登録意匠の権利の侵害) 第 7A 条 (1) 以下を条件として、登録意匠の権利は、本法第 7 条により当該登録所有者の独占権となっていることを登録所有者の同意を得ずに行う者により侵害される。 (2) 以下の行為は、登録意匠の権利の侵害ではない。 (a) 非公開かつ非商用目的のために行われる行為 (b) 実験的目的のために行われる行為 (c) 下記第(3)項に記載する条件が満たされる場合、教育目的または引用目的のための複製行為 (d) 他国において登録されているが、一時的に連合王国に停泊する船舶または航空機における装置の使用 (e) かかる船舶または航空機の修理のための予備部品または付属品の連合王国への輸入 (f) かかる船舶または航空機における修理の実行 (3) 本項で記載する条件は次のとおりである。 (a) 当該複製行為が公正な取引慣行に合致し、かつ、当該意匠の通常の利用を不当に害さない。かつ、 (b) 出典に言及する。 (4) 登録意匠の権利は、登録により保護されている意匠が組み込まれている製品またはそれが適用される製品が登録所有者によりまたはその同意の下に欧州経済地域において販売されている場合、当該製品に関する行為により侵害されない。 (5) 複合製品の修理を目的としてその当初の外観を復元するために使用される構成部分の登録意匠の権利は、当該登録により保護される意匠の当該目的の使用により侵害されない。 (6) 本法に基づく意匠登録証明書が付与された日より前に行われた登録意匠の侵害に関しては、訴訟を提起してはならない。	(故意によらない侵害の損害賠償責任の免除) 第 9 条 (1) 登録意匠権の侵害に対する訴訟において、侵害時にその意匠が登録になっていることを知らなかったことおよび当該意匠が登録されていることを推定するに足る合理的根拠を持っていなかったことを立証する被告には損害賠償金を課さないものとする。また、「登録済」という語またはその略語、または当該製品に適用または組み込まれている意匠が登録されていることを表示または暗示する 1 以上の語を当該製品に表記されているという理由のみによっては、当該意匠の番号がかかる語または略語に付記されていない限り、何人も前述のように知っていたかまたは推定するに足る合理的な根拠を持っていたとみなされないものとする。 (2) 本条は、登録意匠権の侵害に関する訴訟において、差し止め命令を発する裁判所の権限に影響を与えるものではない。	(第 5 条に基づく罪) 第 33 条 (1) 第 5 条に基づいて与えられた命令に従わない者または同 5 条に違反して意匠の登録出願を行ったかまたは行わせた者は、有罪とし、以下に処する。 (a) 起訴手続きによる裁判により、2 年以下の禁固または罰金もしくはこれらの両方。 (b) 即決裁判により、6 カ月以下の禁固または法定最高額以下の罰金もしくはこれらの両方。 (登録簿の偽造等) 第 34 条 意匠登録簿に対する虚偽の記入または意匠登録簿の記載事項の写しと詐称する文書の作成を行ったかまたは行わせた者もしくはかかる文書を、当該記載事項または文書が虚偽のものであることを知りながら、証拠として作成したかまたは提出したかもしくは作成させたかまたは提出させた者は、有罪とし、以下に処する。 (a) 起訴手続きによる裁判により、2 年以下の禁固または罰金もしくはこれらの両方。 (b) 即決裁判により、6 カ月以下の禁固または法定最高額以下の罰金もしくはこれらの両方。 (登録されたものとして意匠を偽って表示する行為に対する罰金) 第 35 条 (1) 自己の販売する製品に適用したかまたはそれに組み込まれた意匠が登録されていると偽って表示した者は、即決裁判により、標準尺度のレベル 3 以下の罰金に処する。また、本規定の目的に関しては、「登録済」の語句または当該製品に適用したかまたはそれに組み込まれた意匠が登録されていることを表示または暗示する他の語句を押捺、彫刻、刻印するかまたはその他の方法で付した製品を販売する者は、当該製品に適用されているかまたは組み込まれている当該意匠が登録されていることを表示したものとみなされる。 (2) 登録意匠の権利が失効した後、当該意匠が適用されているかまたはそれを組み込んでいる製品に「登録済」の語句または本法に基づく意匠権が存続していること

英国登録意匠

	<u>(a) 当該複製行為が公正な取引慣行に合致し、かつ、当該意匠の通常の利用を不当に害さない。かつ、</u> <u>(b) 出典に言及する。</u> <u>(4) 登録意匠の権利は、登録により保護されている意匠が組み込まれている製品またはそれが適用される製品が登録所有者によりまたはその同意の下に欧州経済地域において販売されている場合、当該製品に関する行為により侵害されない。</u> <u>(5) 複合製品の修理を目的としてその当初の外観を復元するために使用される構成部分の登録意匠の権利は、当該登録により保護される意匠の当該目的の使用により侵害されない。</u> <u>(6) 本法に基づく意匠登録証明書が付与された日より前に行われた登録意匠の侵害に関しては、訴訟を提起してはならない。</u>			を意味する語句を表記したかまたはかかる製品にそのような表示を行わせた者は、即決裁判により、標準尺度のレベル 1 以下の罰金に処する。 (法人による罪：役員の責任) 第 35A 条 (1) 法人により侵された本法に基づく罪が当該法人の役員、管理者、秘書役またはその他同様の役職者、もしくはかかる資格で職務を果たすとされている者の同意または黙認により侵されたことが証明された場合、かかる者および法人はこの罪について有罪であり、訴追され、しかるべき処罰を受ける。 (2) 社員により業務が管理されている法人に関しては、「役員」とはその法人の社員を意味する。
--	---	--	--	--

英国非登録意匠

意匠の定義	効力の範囲	侵害の行為	民事的救済	刑事的制裁
(意匠権) 第 213 条 (1)意匠権とは、独創意匠についてこの部に基つき存在する所有権をいう。 (2)この部にいう「意匠」は、物品の全部又は一部分の形状若しくは輪郭(内部であると外部であるとを問わない。) の態様の意匠を意味する。 (3)意匠権は、次のものには存在しない。 (a)構造の方式又は原理、 (b)物品の次のような形状又は輪郭の特徴、 (i)当該物品を他の物品に結合し又はその中、周囲若しくはこれに接して配置することが可能であり、その結果いずれの物品もその機能を果たすことができるような特徴、 (ii)当該物品がその不可欠の一部分をなすものと意匠創作者が意図している他の物品の外観に依存するような特徴。 (c)表面の装飾。 (4)創作の時点における当該意匠の分野で陳腐な意匠は、この部の適用上「独創的」とはみなさない。 (5)意匠権は、当該意匠が次のものとの関係で、又は第 221 条による勅令(適格性に関して他の規定を設ける権限) に基つき、意匠権保護に適格である場合にのみ当該意匠に存在する。	(意匠権の一次侵害) 第 226 条 (1)一定の意匠の意匠権者は、次のいずれかの方法により、当該意匠を商業上の目的で複製する独占権を有する。 (a)当該意匠を用いて物品を製造すること。 (b)そのような物品を製造する目的で当該意匠を記録する意匠文書を作成すること。 (2)当該意匠を用いて物品を製造することによる当該意匠の複製とは、物品を厳密かつ実質的に当該意匠を用いて製造するために、当該意匠をコピーすることをいう。また、この部において意匠を用いて物品を製造するといふときは、そのように解釈するものとする。 (3)意匠権者の実施許諾のない者が、本条に基つき意匠権者の独占権とされる行為を行い、又は他のものにそのような行為を行う権限を与えた場合は、意匠権の侵害となる。 (4)本条の適用上、複製は直接的でも間接的でもよく、かつ、介在する行為自体が当該意匠権の侵害となるか否かとは無関係である。 (5)本条の適用は、第 III 章 (意匠権者の権利に関する例外) の規定の制限を受ける。 第 228 条 (1)意匠との関係で、この部における「侵害物品」は、本条にしたがって解釈するものとする。 (2)物品は、当該意匠を用いた製造が当該意匠の意匠権の侵害となるときは、侵害物品となる。 (3)物品は、次の場合にも侵害物品となる。 (a)連合王国に輸入され、又は輸入することを企図されており、かつ、 (b)連合王国における当該意匠を用いた製造が当該意匠の意匠権の侵害となったこと又は当該意匠に関する独占的实施権の侵害となったこと。 (4)意匠権が存在し又はいずれかの時点で意匠権が存在した物品が、当該意匠を用いて製造されたことが示されたときは、反証がない限り、当該物品は、当該意匠権が存在していたときに製造されたものとみなす。	(意匠権の一次侵害) 第 226 条 (1)一定の意匠の意匠権者は、次のいずれかの方法により、当該意匠を商業上の目的で複製する独占権を有する。 (a)当該意匠を用いて物品を製造すること。 (b)そのような物品を製造する目的で当該意匠を記録する意匠文書を作成すること。 (2)当該意匠を用いて物品を製造することによる当該意匠の複製とは、物品を厳密かつ実質的に当該意匠を用いて製造するために、当該意匠をコピーすることをいう。また、この部において意匠を用いて物品を製造するといふときは、そのように解釈するものとする。 (3)意匠権者の実施許諾のない者が、本条に基つき意匠権者の独占権とされる行為を行い、又は他のものにそのような行為を行う権限を与えた場合は、意匠権の侵害となる。 (4)本条の適用上、複製は直接的でも間接的でもよく、かつ、介在する行為自体が当該意匠権の侵害となるか否かとは無関係である。 (5)本条の適用は、第 III 章 (意匠権者の権利に関する例外) の規定の制限を受ける。 (2 次侵害：侵害物品の輸入又は取引) 第 227 条 (1)意匠権者の実施許諾なしに次のいずれかの行為をなす者は、意匠権を侵害することとなる。 (a)商業上の目的で、当該者が侵害物品と認識し又は侵害物品と考える妥当な理由がある物品を連合王国に輸入すること、 (b)商業上の目的で、そのような物品を保有すること、 (c)商行為の過程において、そのような物品を販売し、賃貸し又は販売若しくは賃貸のために提供し若しくは陳列すること。 (2)本条の適用は、第 III 章 (意匠権者の権利の例外) の規定の制限を受ける。 (「侵害物品」の意義) 第 228 条 (1)意匠との関係で、この部における「侵害物品」は、本条にしたがって解釈するものとする。	(意匠権者の権利及び救済) 第 229 条 (1)意匠権の侵害は、意匠権者の訴訟原因となる。 (2)意匠権の侵害にかかる訴訟において、他の財産権の侵害について利用可能である損害賠償、差止命令、計算訴訟その他原告が利用可能な方法による救済すべてが利用可能である。 (3)裁判所は、意匠権侵害にかかる訴訟において、すべての状況及び特に次のことを考慮して、当該訴訟の裁判官が必要と認める追加的な損害賠償を裁定することができる。 (a)侵害の悪質性、 (b)侵害により被告に生じる利益。 (4)本条は、第 233 条 (無知侵害) の条件の下で、効力を有する。 (引渡命令) 第 230 条 (1)ある者が次のいずれかに該当するときは、問題の意匠の意匠権者は、侵害物品その他の物を自分又は裁判所が指示する他の者に引き渡す命令を出すよう裁判所に申し立てることができる。 (a)商業目的で、侵害物品を所持し、保管し又は管理すること、 (b)特定の意匠を用いて物品を作るためにとくに設計し若しくは適応させた物を、これが侵害物品を作るために使用されたこと若しくは今後使用されることを知り又はそのようなことがあると考える理由を有しながら、所持し、保管し又は管理すること。 (2)本条の次の規定に定める期間の経過後に申立を行ってはならない。また、裁判所が第 231 条(侵害物品等の処分にかかる命令) に基づく命令を出し、又は出す根拠があると考えない限り、いかなる命令も出してはならない。 (3)問題の物品又は物が作られた日から 6 年の期間が経過した後は、本条に基づく命令の申立を行ってはならない。ただし、次項の条件に従うものとする。 (4)当該期間の全部又は一部分において、意匠権者が、 (a)行為無能力であり、又は、	なし

英国非登録意匠

	(5)(3)は、いかなる意味においても、1972 年の欧州共同体法第 2 条(1)の意味の範囲内で強制履行力を有する共同体の権利により適法に連合王国に輸入される物品に適用されるものと解してはならない。 (6)ある物品の製造が意匠権の侵害となり又は侵害となる可能性があったとしても、「侵害物品」との表現は、当該物品にかかる意匠文書を含まない。	(2)物品は、当該意匠を用いた製造が当該意匠の意匠権の侵害となるときは、侵害物品となる。 (3)物品は、次の場合にも侵害物品となる。 (a)連合王国に輸入され、又は輸入することを企図されており、かつ、 (b)連合王国における当該意匠を用いた製造が当該意匠の意匠権の侵害となったこと又は当該意匠に関する独占的实施権の侵害となったこと。 (4)意匠権が存在し又はいずれかの時点で意匠権が存在した物品が、当該意匠を用いて製造されたことが示されたときは、反証がない限り、当該物品は、当該意匠権が存在していたときに製造されたものとみなす。 (5)(3)は、いかなる意味においても、1972 年の欧州共同体法第 2 条(1)の意味の範囲内で強制履行力を有する共同体の権利により適法に連合王国に輸入される物品に適用されるものと解してはならない。 (6)ある物品の製造が意匠権の侵害となり又は侵害となる可能性があったとしても、「侵害物品」との表現は、当該物品にかかる意匠文書を含まない。	(b)詐欺若しくは秘匿により、命令の申立の権利が自分に生じる事実を知ることを妨げられた場合は、 同人が行為無能力でなくなり又は相当の注意により当該事実を知り得べき状態になった日から 6 年の期間が経過する前のいかなる時にも、申立を行うことができる。 (5)前項の「行為無能力」とは、 (a)イングランド及びウェールズにおいては、1980 年出訴期限法における同様の意味を有する。 (b)スコットランドにおいては、1973 年時効及び出訴制限(スコットランド)法の意味の中での法的行為無能力を意味する。 (c)北部アイルランドにおいては、1958 年出訴期限法(北部アイルランド)法における同様の意味を有する。 (6)本条に基づく命令に従い侵害物品その他の物が引き渡される者は、第 231 条に基づく命令が出されないときは、同条に基づき、命令の言渡又は命令の言渡をしないと決定までの間、当該物品その他の物を保持するものとする。 (7)本条のいかなる規定も、裁判所の他の権限に影響を及ぼすものではない。 (侵害物品等の処分にかかる命令) 第 231 条 (1)第 230 条に基づく命令に従い引き渡された侵害の物品その他の物が、 (a)意匠権者に没収されること、若しくは、 (b)廃棄され若しくは裁判所が適当と考える他の方法により処分されることを内容とする命令を出すよう、又は、かかる命令が出されてはならないことを内容とする決定を行うよう、裁判所に申し立てることができる。 (2)裁判所は、いかなる命令を出すべきかを考慮するに際し、意匠権侵害にかかる訴訟において利用可能な他の救済措置が、意匠権者に補償しかつその利益を保護する上で妥当であるか否かを考慮するものとする。 (3)当該物品その他の物に利害を有する者に対する通知書の送達に関して裁判所規則による規定を設けるものとし、かかる者は、 (a)通知書を受けたか否かにかかわらず本条に基づく命令にかかる訴訟手続に出頭し、かつ、	
--	--	--	--	--

英国非登録意匠

			(b)出頭したか否かにかかわらず出された命令に対して上訴する権利を有する。また,命令は,上訴を通告できる期間の終了まで,又は,当該期間の終了の前に上訴が妥当に通告されたときは,当該上訴にかかる訴訟手続の最終決定若しくは取下まで,効力を生じない。 (4)物品その他の物に利害を有する者が 1 人以上いる場合は,裁判所は,公正と考える命令を発するものとし,(特に)当該物を売却その他の方法で処分してその利益を分割するよう指示することができる。 (5)裁判所が本条に基づく命令を出さない旨の決定を行うときは,物品その他の物が引き渡され又は没収される前に当該物品その他の物を保持し,保管し又は管理していた者は,当該物品その他の物の返還を受ける権利を有する。 (6)本条においていう物品その他の物に利害を有する者には,本条又は第 114 条若しくは第 204 条又は 1938 年商標法第 58C 条(著作権,上演権及び商標権に関して類似の規定を設けている。)に基づき,当該物品その他の物に関してその者に有利な命令を出し得る者を含む。 (無知侵害) 第 233 条 (1)第 226 条(1 次侵害)に基づき提起された意匠権侵害訴訟において,侵害の時に被告が当該訴訟にかかる意匠に意匠権が存在することを知らなかったこと又は存在すると考える理由がなかったことが立証されたときは,原告は,被告に対する損害賠償請求の権利を有さない。ただし,このことは,他の救済方法を害するものではない。 (2)第 227 条(2 次侵害)に基づき提起された意匠権侵害訴訟において,侵害物品が被告又はその権原の前所有者が善意で取得したことを被告が立証するときは,侵害に関し被告に対して可能な救済措置は,問題の行為にかかる実施料を超えない額の損害賠償のみである。 (3)(2)において「善意で取得した」とは,当該物品を取得した者がこれを侵害物品であることを知らなかったこと又は侵害物品であるとする理由がなかったことをいう。	
--	--	--	--	--

韓国意匠法

意匠の定義	効力の範囲	侵害の行為	民事的救済	刑事的制裁
(定義) 第 2 条 第 1 項第 1 号 “ 意匠 ” とは、物品 (物品の部分を含む。以下第 12 条を除いて同じである。) の形状、模様、色彩又はこれらを結合したものとして、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。	(意匠権の効力) 第 41 条 意匠権者は、業として登録意匠又はこれと類似した意匠を実施する権利を独占する。但し、その意匠権に関して専用実施権を設定したときには、第 47 条第 2 項の規定によって専用実施権者がその登録意匠又はこれと類似した意匠を実施する権利を独占する範囲内では、この限りではない。 (登録意匠の保護範囲) 第 43 条 登録意匠の保護範囲は、意匠登録出願書の記載事項及びその出願書に添付した図面、写真又は見本と図面に記載された意匠の説明に表現された意匠により定められる。	(定義) 第 2 条第 1 項第 6 号 実施とは、意匠に関する物品を生産、使用、譲渡、貸与、又は輸入したりその物品の譲渡又は貸与の請約 (譲渡若しくは貸与のための展示を含む。以下同じ。) をする行為をいう。 (意匠権の効力) 第 41 条 意匠権者は、業として登録意匠又はこれと類似した意匠を実施する権利を独占する。但し、その意匠権に関して専用実施権を設定したときには、第 47 条第 2 項の規定によって専用実施権者がその登録意匠又はこれと類似した意匠を実施する権利を独占する範囲内では、この限りではない。	(権利侵害に対する差止請求権等) 第 62 条第 1 項 意匠権者又は専用実施権者は、自己の権利を侵害した者又は侵害するおそれがある者に対してその侵害の禁止又は予防を請求することができる。 第 2 項 意匠権者又は専用実施権者は、第 1 項の規定による請求をするときには、侵害行為を構成した物品の廃棄、侵害行為に提供された設備の除去その他侵害の予防に必要な行為を請求することができる。 (侵害とみなす行為) 第 63 条 登録意匠又はこれと類似した意匠に関する物品の生産にのみ使用する物品を業として生産・譲渡・貸与又は輸入したり、業としてその物品の譲渡又は貸与の請約をする行為は、当該意匠権又は専用実施権を侵害したものと見なす。 (侵害額の推定等) 第 64 条 第 1 項 意匠権者又は専用実施権者は、故意又は過失によって自己の意匠権又は専用実施権を侵害した者に対し、その侵害により自己が被った損害の賠償を請求する場合、当該権利を侵害した者がその侵害行為をせしめた物を譲渡したときには、その物の譲渡数量に意匠権者又は専用実施権者が当該侵害行為がなかったなら、販売することのできた物の単位数量当たりの利益額を乗じた金額を意匠権者又は専用実施権者が被った損害額にすることができる。この場合、損害額は、意匠権者又は専用実施権者が生産することのできた物の数量で実際販売した物の数量を引いた数量に単位数量当たりの利益額を乗じた金額を限度とする。 但し、意匠権者又は専用実施権者が侵害行為外の事由で販売することができなかった事情があるときには、当該侵害行為外の事由で販売することができなかった数量に伴う金額を引かなければならない。 第 2 項	(侵害罪) 第 82 条 第 1 項 意匠権又は専用実施権を侵害した者は、7 年以下の懲役又は 1 億ウォン以下の罰金に処する。 第 2 項 第 1 項の罪は、告訴を待って論ずる。 (偽証罪) 第 83 条 第 1 項 本法の規定によって宣誓した証人・鑑定人又は通訳人が特許審判院に対して虚偽の陳述・鑑定又は通訳をしたときには、5 年以下の懲役又は 1 千万ウォン以下の罰金に処する。 第 2 項 第 1 項の規定による罪を犯した者がその事件の意匠登録可否決定・意匠無審査登録異議決定又は審決の確定前に自首したときには、その刑を減輕又は免除することができる。 (虚偽表示の罪) 第 84 条 第 80 条の規定に違反した者は、3 年以下の懲役又は 2 千万ウォン以下の罰金に処する。 (詐欺行為の罪) 第 85 条 詐欺その他不正な行為によって意匠登録又は審決を受けた者は、3 年以下の懲役又は 2 千万ウォン以下の罰金に処する。 (秘密漏泄の罪等) 第 86 条 特許庁職員・特許審判院職員又はその職にあった者が意匠登録出願中である意匠又は第 13 条第 1 項の規定によって秘密にすることを請求した意匠に関して職務上知り得た秘密を漏らしたり盗用したときには、2 年以下の懲役又は 3 百万ウォン以下の罰金に処する。 (両罰規定) 第 87 条

韓国意匠法

			意匠権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の意匠権又は専用実施権を侵害した者に対してその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合、権利を侵害した者がその侵害行為によって利益を受けたときには、その利益の額を意匠権者又は専用実施権者が受けた損害の額と推定する。 第 3 項 意匠権者又は専用実施権者が故意又は過失によって自己の意匠権又は専用実施権を侵害した者に対してその侵害によって自己が受けた損害の賠償を請求する場合、その登録意匠の実施に対して通常受けることができる金額に相当する額を意匠権者又は専用実施権者が受けた損害の額としてその損害賠償を請求することができる。 第 4 項 第 3 項の規定にかかわらず、損害の額が同項に規定する金額を超過する場合には、その超過額に対しても損害賠償を請求することができる。この場合、意匠権又は専用実施権を侵害した者に故意又は重大な過失がないときには、法院は損害賠償の額を定めるにおいてこれを参酌することができる。 第 5 項 法院は、意匠権又は専用実施権の侵害に関する訴訟において、損害が生じたものとは認められるが、その損害額を立証するために必要な事実を立証することが該当事実の性質上極めて困る場合には、第 1 項乃至第 4 項の規定にかかわらず、弁論全体の旨と証拠調査の結果に基づき相当な損害額が認められる。 (過失の推定) 第 65 条 第 1 項 他人の意匠権又は専用実施権を侵害した者は、その侵害の行為に対して過失があるものと推定する。但し、第 13 条第 1 項の規定によって秘密意匠として設定登録された意匠権又は専用実施権の侵害に対しては、この限りでない。 第 2 項 第 1 項の規定は、意匠無審査登録意匠の意匠権者・専用実施権者又は通常実施権者が他人の意匠権又は専用実施権を侵害した場合に関してこれを準用する。	法人の代表者、法人又は個人の代理人・使用人その他従業員がその法人又は個人の業務に関して第 82 条第 1 項・第 84 条又は第 85 条の違反行為をしたときには、その行為者を罰する以外にその法人に対しては、次の各号の 1 に該当する罰金刑を、その個人に対しては各該当条の罰金刑を科する。 1. 第 82 条第 1 項の場合：3 億ウォン以下の罰金<新設 2001.2.3> 2. 第 84 条又は第 85 条の場合：6 千万ウォン以下の罰金 (過怠料) 第 88 条 第 1 項 次の各号の 1 に該当する者は、50 万ウォン以下の過怠料に処する。 1. 民事訴訟法第 271 条第 2 項及び同法第 339 条の規定によって宣誓をした者として、特許審判院に対して虚偽の陳述をした者 2. 特許審判院から証拠調査又は証拠保全に関して書類その他物品の提出又は提示を命じられた者として、正当な理由なしにその命令に応じなかった者 3. 第 60 条の規定による登録意匠の実施の報告の命令を受けた者として、正当な理由なしにその命令に応じなかった者 4. 特許審判院から証人・鑑定人又は通訳人として召喚された者として、正当な理由なしに召喚に応じなかったり宣誓・陳述・証言・鑑定又は通訳を拒否した者 第 2 項 第 1 項の規定による過怠料は、大統領令が定めるところによって特許庁長が賦課・徴収する。 第 3 項 第 2 項の規定による過怠料の処分に不服がある者は、その処分の告知を受けた日から 30 日以内に特許庁長に異議申立をすることができる。 第 4 項 第 2 項の規定によって過怠料の処分を受けた者が第 3 項の規定による異議申立を提起したときには、特許庁長は遅滞なく管轄法院にその事実を通報しなければならず、その通報を受けた法院は非訟事件手続法による過怠料の裁判をする。 第 5 項 第 3 項の規定による期間内に異議申立を
--	--	--	--	--

韓国意匠法

			(意匠権者等の信用回復) 第 66 条 法院は、故意又は過失によって意匠権又は専用実施権を侵害することによって意匠権者又は専用実施権者の業務上の信用を失墜させた者に対しては、意匠権者又は専用実施権者の請求によって損害の賠償に代えたり損害賠償と共に意匠権者又は専用実施権者の業務上の信用回復のために必要な措置を命ずることができる。 (特許法の準用) 第 67 条 特許法第 132 条の規定は、意匠権者の保護に関してこれを準用する。 (出願公開の効果) 第 23 条の 3 第 1 項 意匠登録出願人は、出願公開があった後その意匠登録出願された意匠又はこれと類似した意匠を業として実施した者に意匠登録出願された意匠であることを書面をもって警告することができる。 第 2 項 第 1 項の規定による警告を受けたり出願公開された意匠であることを知りその意匠登録出願された意匠又はこれと類似した意匠を業として実施した者に意匠登録出願人は、その警告を受けたり出願公開された意匠であることを知ったときから意匠権の設定登録時までの期間の間その登録意匠又はこれと類似した意匠の実施に対して通常受けることができる金額に相当する補償金の支給を請求することができる。 第 3 項 第 2 項の規定による請求権は、当該意匠登録出願された意匠に対する意匠権の設定登録があった後でなければこれを行使することができない。 第 4 項 第 2 項の規定による請求権の行使は、意匠権の行使に影響を及ぼさない。 第 5 項 第 63 条・第 67 条又は民法第 760 条及び同法第 766 条の規定は第 2 項の規定による請求権を行使する場合にこれを準用する。この場合、民法第 766 条第 1 項の中“ 被害者又はその法定代理人が、その損害及び加害	せずに過怠料を納付しなかったときには、国税滞納処分の例によってこれを徴収する。 (特許法の準用) 第 89 条 特許法第 229 条の 2 及び同法第 231 条の規定は、意匠に関する罰則に関してこれを準用する。
--	--	--	---	--

韓国意匠法

			者を知った日 ”は“ 当該意匠権の設定登録日 ”とする。 第 6 項 出願公開後、意匠登録出願が放棄・無効又は取下されたとき、意匠登録出願の意匠登録の拒絶決定が確定されたとき、第 29 条の 5 第 3 項の規定による意匠登録取消決定が確定されたとき又は第 68 条の規定による意匠登録を無効にするという審決(同条第 1 項第 4 号の規定による場合を除く。)が確定されたときには、第 2 項の規定による請求権を初めから生じなかったものとみなす。	
--	--	--	--	--